

高田西行政区長だより 第111号 令和2年6月15日

回班出 ぐる総を来のこに
収長を尚協よ会必館総のお六
をさお、力うはず者会よい月
宜ん願欠をに、おのとうて二
しにい席お考で願皆致な開十一
くはしさ願えきい様し時催一
おごてれいてるしにま期致日
願迷おる致おだまはしでし十
い惑り方しりけす消たはま時
致をまにまます短。毒。あすから
しおすはすす時とマますが、通
ま掛の、の間マスクの使用常
すけで委、終のの
。し組任、終ごわ理ら使用
ま長状ごわ理ら解せ
すさののの
が提解せ

高田公民館自治会総会

通はサ月高催 てで発 コはさで以糸地
常たロか田の校おは行区ロ徹れは来島域新
業えンら自目区り、し長ナ底て少ゼ市行型
務館一始治途でま行てだにしお数ロか事コ
にもはめ会がはす事きよ負てりでがらがロ
な入7ま館立、。そまりけ下まは続の止ナ
つ場月しでた体 のしもなさすあい感まウ
て数かたのず育 もた百いい。りて染っイ
おにら。サお行 のが十よ。消まい者てル
り制開ーし手事 が、一う油毒すまはいス
ま限催高ク上、 開行号に断とがす、ま感染
すは予田ルげ文 催事ま注大マ感が四す
。あ定西活状化 さので意敵ス染、月。防
りでわ動態行 れ紹休！でク者北二
ますいはで事 ず介み注すのが九
す。わ、すの 困なな意。使確州二
が い六。開 っどく！ 用認市日

これからの行事について

糸島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請について

中小企業者(個人事業主を含む)のうち、次の(1)から(6)のすべてに該当する者

(1)市内に店舗または事務所等を有する者

注:事務所とは、常設のカウンターやテーブルなどを備え、接客や応対を行うスペースを備えた場所とします。

(2)主たる収入が商工業による者

注:商工業とは、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、製造業、建設業、運輸業などの業種です。

(3)原則として、緊急事態宣言時(令和2年4月7日)に市内で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思がある者

(4)市の新型コロナウイルス感染症拡大防止の協力事項(様式第2号)に取り組む者、または福岡県の休業要請等に応じ休業している者

(5)市内の事業所等で、事業者や従業員が顧客や他事業者等との接触または対話を要する業を営んでいる者

(6)本市の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に係る他の給付金等の支給を受けていない者

問い合わせ先 糸島市商工会 電話番号 080-4948-0585 締め切り7月15日水曜まで。

本年度の「高田夏祭り」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止します。

また、校区球技大会、校区子ども球技大会も中止です。

校区体育祭、シニア球技大会、校区文化祭、行政区敬老祝賀会の開催も非常に厳しい状況です。これらの行事の判断は、八月に決定する予定です。

終息宣言が、とにかく待ち遠しいです。どなた様も感染防止に日々努めて行きましょう。